

令和8年3月 和水町農業委員会 総会 議事録

- 1 開催日時 令和8年3月6日（金） 午後1時30分から午後2時50分
- 2 開催場所 中央公民館 1階大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（9名）  
会 長 3番 有働憲一  
会長代理者 7番 吉永剛  
委 員 2番 本山鉄雄 4番 荒木 豊 5番 武田祐誠 8番 古郷明子  
9番 田島たまみ 10番 中山和之 11番 石口秀明
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（2名）  
1番 猪口琢真、 6番 牛島洋一
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（14名）  
西川 茂 高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 内田克昭 小池絵里  
井島繁利 牛島竜一 中島 孝 上田岩雄 大塚寛治 福原栄司 柿原 健
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（3名）  
石原裕一 池上洋一 徳永博之
- 7 日 程  
1 開 会  
2 会議成立宣言  
3 会長挨拶  
4 議事録署名委員の指名  
5 議 事  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地判断について  
議案第3号 令和8年度標準労働賃金について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について  
報告第1号 中途解約（農地法第18条通知）について  
  
6 その他  
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（3名）  
事務局長 中山 寛久  
庶務係長 高木 慎一郎  
会計年度任用職員 中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局

## 1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から、令和8年3月 和水町農業委員会総会を開会します。

## 2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中9名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

## 3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

有働会長

みなさん 「こんにちは。」

旧 三加和町と旧 菊水町が合併して、20年となります。

3月1日に町制施行会が催されて、その際に町長から合併時は厳しい環境だが、皆さまのご支援で 無事に20年を迎えられたことの感謝のお言葉を頂きました。

しかし、現在も厳しい環境は続いており、和水町人口は合併時の約1万2千人から現在約8千人へ減少しており、これに伴い農業も「担い手不足や高齢化等」が進み「和水町の農地を如何に守るか」大きな課題となっております。

併せて、イラク紛争で、原油代の高騰に伴い「燃料費、肥料代、ビニール等」の価格も上がり農業経営が懸念されます。

本日は3月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。会長には、引き続き、議長と議事の進行をよろしくをお願いします。

議長 有働

## 4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、4番荒木委員と5番武田委員を指名しますのでよろしくをお願いします。

次に、注意事項を申し上げます。議事中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、ご意見やご質問があれば、挙手によりご発言いただきますよう併せてお願いします。

それでは、議事に入ります。

## 5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明いたします。

農地法第3条の規定による売買の許可申請が今回4件提出されております。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページ目にてご確認ください。

受付番号 8 和水町の譲渡人から 和水町の譲受人へ (売買)

受付番号 9 { 山口県周南市  
千葉県柏市 の譲渡人から 和水町の譲受人へ (売買)

受付番号 10 和水町の譲渡人から 和水町の譲受人へ (売買)

受付番号 11 熊本市の譲渡人から 和水町の 譲受人へ (売買)

受付番号 8 について、ご説明いたします。

こちらは、新たに新規就農として、農地を取得される案件となります。

取得される農地は、自宅に隣接しており、営農計画書が提出されております。

作業効率等の観点など、許可要件に照らし合わせた結果、許可相当と判断いたしました。

つづきまして、受付番号 9 について、ご説明いたします。

こちらにも、新規就農の案件となります。

空き家購入に付随している農地の取得となり、営農計画書が提出されております。

取得される農地は空き家に隣接しており、許可要件に照らし合わせた結果、許可相当と判断いたしました。

つづきまして、受付番号 10 について、ご説明いたします。

こちらの案件は、既に農作業に従事されており、新たに取得される農地にて野菜を作付けされる予定となっております。譲受人の年齢はご高齢ですが、所有している農地もきれいに管理されていることから、許可要件と照らし合わせた結果、許可相当と判断しております。

つづきまして、受付番号 11 について、ご説明いたします。

こちらの案件は、新規の農業法人が農地を取得される案件となります。

取得される農地にて酒米を作付けされる予定となっております。

今回賃貸借ではなく、売買ということで、農地を所有されることとなるため、

農地保有適格法人として、農地法第 6 条にもとづき、年に一回決算状況などを町に報告する義務が発生いたします。

会社の定款及び事業計画等について、内容を審査しました結果、許可相当と判断しております。

議案第 1 号にかかる説明は以上となります。

議長 有働

ただいま、事務局からの説明がありました。

次に、受付番号 8 について、現地確認をしていただいた高木推進委員の説明を求めます。

高木推進委員

受付番号 8 について高木が説明いたします。

令和8年2月27日、私と事務局員の2名で現地確認を行いました。  
申請地は町体育館か南西へ110mほどに位置している農地であり、現状はきちんと管理されており、耕作に支障はない農地でありました。譲受人の自宅の隣接地ということもあり、特に問題ないと思われ許可相当と判断いたしました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に受付番号9, 10について、現地確認をいただいた古郷委員の説明を求めます。

8番古郷委員

受付番号9について古郷が説明いたします。  
令和8年2月27日、私と事務局員の2名で現地確認を行いました。  
申請地は三加和温泉センターから北西に100mほどに位置している農地であり、取得予定である空き家に隣接している農地でした。  
現状もきちんと管理されており、特に問題となるところはなく、許可相当と判断しました。

つづきまして、受付番号10について説明いたします。  
同じく令和8年2月27日、私と事務局員の2名で現地確認を行いました。  
申請地は津田から岩に抜ける町道から集落内に入った場所にある農地でした。  
申請人が所有されている農地の隣接地となり、事務局から説明がありました通り、ご高齢ということでしたが、所有されている農地はきれいに管理されているため引き続き、農地の適切な管理をお願いしたいと思っております。  
作業効率等の観点から許可相当と判断いたしました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に受付番号11について、現地確認をしていただいた福原推進委員の説明を求めます。

福原推進委員

受付番号11について、福原が説明いたします。  
令和8年3月2日、私と事務局員の2名で現地を行いました。  
申請地は、ふれあい広場から西へ40mほどに位置している農地であり、現状はきちんと管理されておりました。  
譲受人は新規で農地を取得され、農地所有適格法人として今後農業をされるわけですが、農地法の遵守や地域との調和など、新規の案件については、私たち推進委員も今後の動向を注視していく必要があると感じたところです。  
内容については、特に問題となるところはなかったため、許可相当であると思われれます。

以上で、現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただいま、現地確認をいただいた各委員より説明がありました。

議案第1号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

全員賛成です。

よって、議案第1号つきましては、原案のとおり承認されました。

議長 有働

次に、議案第2号「非農地判断ついて」を、議題とします。  
事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第2号 「非農地判断ついて」ご説明いたします。  
今回、非農地判断の申請が1件提出されております。  
当事者及び土地の所在地等については、議案書の2ページ目にてご確認ください。

まず、非農地の定義について、ご説明いたします。

定義といたしましては、すでに森林の様相を呈するなど、「**農業用の利用の増進を図ることが見込まれない農地**」となっており、具体的には、登記簿上の地目は田、畑と農地になっているものの、現状は山林や原野化しているなど、再び農地に復元することが困難な農地の事を言います。

今回の申請地に関しましては、別添資料のとおり、山林化しており、日当たりも悪く農地への復元は困難だと思われ、農地法第2条第1項に規定されております、農地に該当しない土地と思われ

議案第2号に係る事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただいま、事務局からの説明がありました。  
次に、受付番号2について、現地確認をしていただいた吉永委員の説明を求めます。

7番吉永委員

受付番号2について、吉永が報告いたします。  
令和8年2月25日 私と事務局員の3名で現地確認をおこないました。  
現地の周辺は既に山林化しており、申請農地は、木々が生えており、山水が溜まっている状況でした。  
農地に復元するのは困難だと感じました。

また、「周囲の状況も確認しましたが、申請地に<sup>れん</sup>連たんして耕作されている農地はないため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われ

以上で報告を終わります。

議長 有働

ただいま。現地確認していただきました委員より報告がありました。

議案第2号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

全員賛成です。

よって、議案第2号につきましては、原案のとおり許可することに決定しました。

つづきまして、議案第3号「令和8年度標準労働賃金について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第3号「令和8年度標準労働賃金について」ご説明いたします。

議案書のP3にてご確認ください。

農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、目安となる標準額を定めるものです。

参考資料として、熊本県の最低賃金や燃料等の価格を添付しています。

なお、労働賃金は、当事者同士で、対象となる農地の条件等を考慮して、話し合いで決定するのが基本となっております。この農作業等標準労働賃金は、あくまで目安であり、適正な金額を設定していただくための参考金額となりますことを申し添えます。

また、区長便で配布予定の和水町の賃借料情報を配布しております。

標準小作料の制度廃止後は、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっておりますのでこちらも併せてご確認ください。

昨年度と比較しますと、米の価格高騰や物価の高騰など影響により、作業にかかる賃金を全体的に上げております。

そのため、今回提示しております賃金の金額については、慎重に判断していただければと思います。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

議案第3号について、事務局から慎重な判断を求められておりますが、何か質問等はありませんか。

各委員

「R8年度 農作業等標準労働賃金」の参考値の一部見直しの意見あり

事務局

頂いたご意見をご参考に指させていただきます。

【見直しの参考値】

- ・畑耕耘 12,000円 → 8,300円
- ・代かき 12,000円 → 2回を追記
- ・機械田植え

圃場整備済 8,500円 → 8,000円  
未整備 12,000円 → 9,000円

議長 有働

他に質問はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。

議案第3号 について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

全員賛成です。

よって、議案第3号につきましては、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 有働

つづきまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。

受付番号47の案件につきましては、委員が関与される案件となりますので、受付番号47を除いた案件から先に審議します。

事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について、ご説明いたします。

農用地の利用集積等促進計画（案）について、受付番号47を除く賃貸借権設定が12件、使用貸借が3件提出されております。

所有者及び賃借人については、議案書P4ページ及びP6ページ目をご確認ください。

農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定」により、農業委員会の意見を求められる案件となります。意見後につきましては、同法18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。

内容につきましては、農地中間管理機構を介しての賃借権設定及び使用貸借権設定であり、利用権を設定する土地、利用権を設定する者又は設定を受ける者など内容を審査しました結果、全て許可要件に適合しています。

議案第4号に係る説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

議案第4号受付番号47を除く案件について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。

議案第4号受付番号47を除く案件について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

全員賛成です。

よって、議案第4号受付番号47を除く案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、受付番号47について、審議します。

この案件は、本山委員が関与される案件となり、また、和水町農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、本山委員の退席を求めます。

—— 本山委員退席 ——

議長 有働

事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第4号受付番号47についてご説明いたします。

この案件につきましても、農業委員会の意見を求められる案件となります。

農地中間管理機構を介しての賃借権設定であり、利用権を設定する土地、利用権を設定する者又は設定を受ける者など内容を審査しました結果、全て許可要件に適合しています。

議案第4号受付番号47についての説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

議案第4号受付番号47について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。

議案第4号受付番号47について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

全員賛成です。

よって、議案第4号の受付番号47につきましても、原案のとおり承認することに決定しました。

本山委員の入室を許可します。

—— 本山委員入室 ——

以上で、すべての議事は終了しましたので、報告案件に移ります。  
事務局からの報告をお願いします。

事務局

報告第1号「中途解約通知について」を報告します。

今回、農地の賃貸借の中途解約が1件提出されております。通知者及び土地の所在地等の詳細については、総会資料のP7ページをご覧ください。

貸し手、借り手の双方合意による解約となります。  
以上で、報告第1号の報告を終わります。

事務局

引き続き、事務局からの報告です。

令和7年6月の総会時において、農地法第4条による転用についてご審議いただいた案件につきまして、地役権が設定された筆の地役権者の同意があったことを証する書面を県に提出する必要がありましたが、事務局の再三の催告にもかかわらず申請人から書類の提出がなされなかったため、県より転用許可の適否の判断ができないとのことで、書類が返却されました。

今後の流れにつきましては、新たに、書類を揃えてからの申請及び審議採決となりますことを申し添えます。

以上で追加報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。

各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

有働会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。  
それでは、次第の6. その他 に移ります。

## 6 その他

総会資料のP8ページをご覧ください。

事務局からの事務連絡となります。(別紙事務連絡にて説明)

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。  
なければ、閉会に移ります。

## 7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和8年3月 和水町農業委員会総会を、閉会します。  
皆様、お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 4番 荒木 豊

署名委員 5番 武田 祐誠